

○車両の使用者等に対する違反行為防止指示の事務処理に関する規程

(平成 16 年 3 月 29 日公安委員会規程第 3 号)

改正 平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号 平成 18 年 11 月 9 日公安委員会規程第 12 号
平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

車両の使用者等に対する違反行為防止指示の事務処理に関する規程を次のように定める。

車両の使用者等に対する違反行為防止指示の事務処理に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、車両の使用者及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号。以下「運転代行業法」という。)第 2 条第 2 項に規定する自動車運転代行業者(以下「車両の使用者等」という。)に対して車両に係る最高速度違反行為、過積載及び過労運転(以下「違反行為」という。)を防止するため必要な措置を執ることを指示をする手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「指示」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 22 条の 2 第 1 項、第 58 条の 4 及び第 66 条の 2 第 1 項又は運転代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 22 条の 2 第 1 項、法第 58 条の 4 及び第 66 条の 2 第 1 項の規定により、公安委員会が車両の使用者等に対して車両に係る違反行為を防止するため必要な措置を執ることを指示することをいう。

(指示の実施)

第 3 条 公安委員会は、指示を決定したときは、当該車両の使用者等に対し指示書(様式第 1 号又は様式第 2 号)を交付して指示を行うものとする。

2 公安委員会は、指示を行うに当たっては当該車両の使用者等に対し、弁明通知書により弁明の機会を付与するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第 4 条 公安委員会は、指示を行う場合において必要があると認めるときは、法第 75 条の 2 の 2 第 2 項又は運転代行業法第 21 条第 1 項の規定に基づき、当該車両の使用者等に対し、出頭通知書(様式第 3 号)により出頭を求めて、必要な報告及び資料の提出を要求するものとする。

(中国運輸局長に対する意見照会又は協議)

第 5 条 公安委員会は、指示を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、中国運輸局長に対し必要な書類を添えて意見を照会し、又は協議するものとする。

(中国運輸局長が行った措置との調整)

第 6 条 公安委員会は、前条の意見照会又は協議に対し、中国運輸局長が文書による警告、輸送の安全確保命令、その他の措置を講ずる旨を通知したときは、当該措置との調整をして指示を行うものとする。

(その他)

第 7 条 この規程に定めがあるもののほか、指示の具体的手続等については、岡山県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 自動車の使用者等に対する放置行為防止指示の事務処理に関する規程(平成 2 年岡山県公安委員会規程第 12 号)

(2) 車両の使用者等に対する過積載防止指示の事務処理に関する規程(平成 6 年岡山県公安委員会規程第 11 号)

(3) 車両の使用者等に対する最高速度違反行為及び過労運転防止指示の事務処理に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 4 号)

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 9 日公安委員会規程第 12 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。